

審 査 基 準

令和 7 年 7 月 1 日作成

法 令 名：	道路交通法
根 拠 条 項：	第49条の 5
処 分 の 概 要：	駐車の許可
原権者（委任先）：	警察署長
法 令 の 定 め：	道路交通法第49条の 5（時間制限駐車区間における駐車の特例） 青森県道路交通規則第 9 条（署長の駐車許可）
審 査 基 準：	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：	3 日
申 請 先：	駐車しようとする場所を管轄する警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先：	各警察署の交通課 又は 青森県警察本部交通部交通規制課（電話017-723-4211）
備 考：	